



市長インタビュー

これからの情報公開制度等について

●新しい情報公開制度や個人情報保護制度の実施にあたり、どのようにお考えでしょうか。

齋藤市長 新たな情報公開制度と個人情報保護制度の実施につきましては、自己責任と自己決定を伴う「地方分権の時代」にふさわしい施策と位置づけています。

国や自治体では、地方分権に加え、長引く不況による経済状況もあり、行政活動の見直しが強く求められています。本市におきましても、そういった現状を踏まえて、市民の皆さんの積極的な行政参加を推進しています。

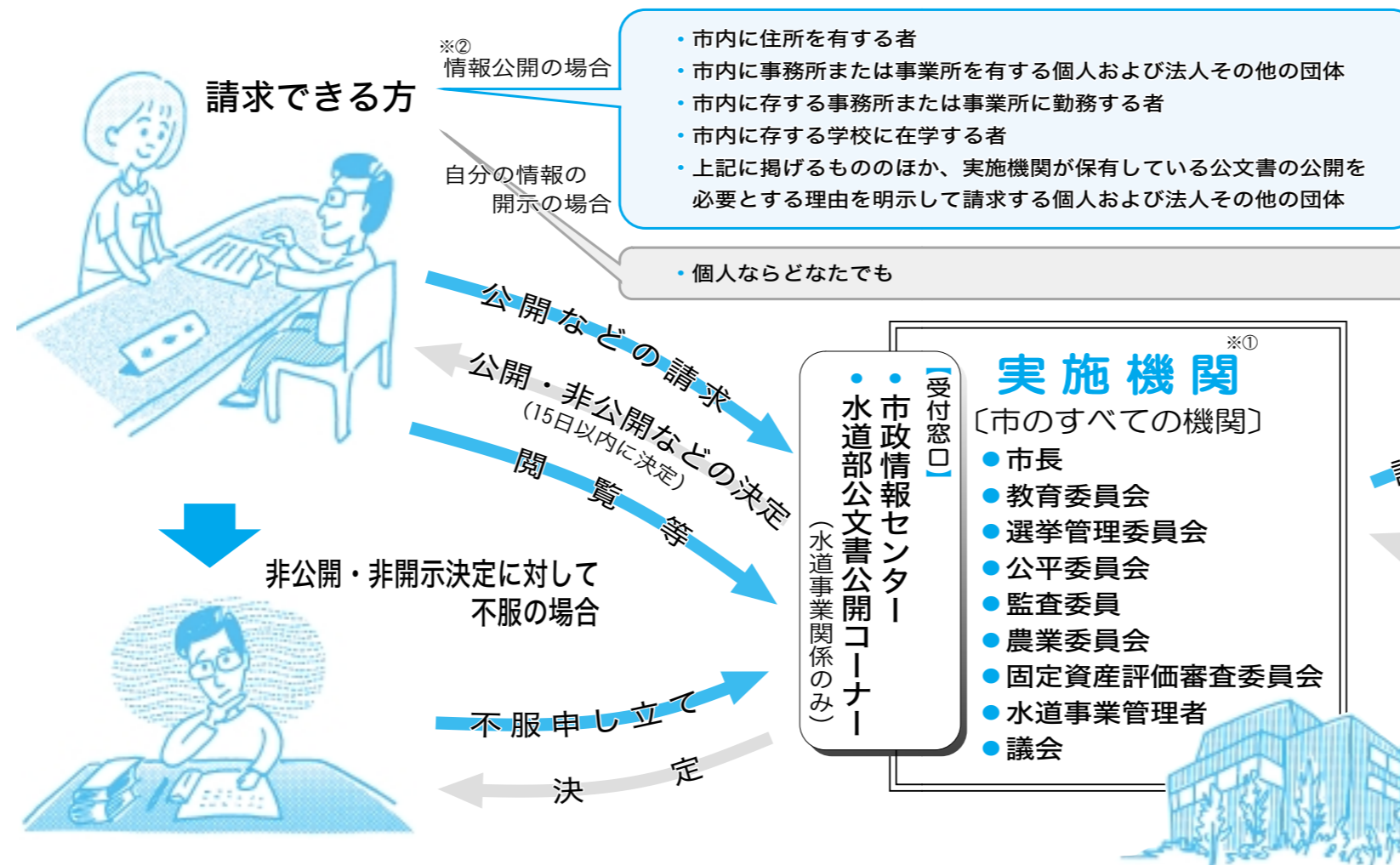
その推進にあたっては、行政の活動内容を市民の皆さんに正確に説明し、ご理解いただく責任があると考えます。今回の情報公開制度の見直しでは、その目的に「説明する責務」などを盛り込み、原則公開の趣旨や非公開情報の限定など、公開度を高めるとともに、市民の皆さんがより利用しやすい制度となることを考慮しています。

また、個人情報保護制度は、個人のプライバシーを尊重しながらも、市民一人ひとりが、より積極的に自分の情報を管理できる制度です。自身の情報を確認するとともに、その正確さを高めていけるものと思います。

当市は、県内でいち早く公文書公開制度を導入した実績があります。今回の条例施行につきましても、有効にご活用いただくことで、行政と市民の共通認識の中から「協働のまちづくり」が早期に実現できるものと考えています。

今後もより透明性の高い市政を目指し、各請求の有無にかかわらず、市からの積極的な情報提供を心がけ、総合的な情報公開の推進に努めます。引き続き、制度の円滑な運用に向けて、ご理解とご協力をお願いいたします。

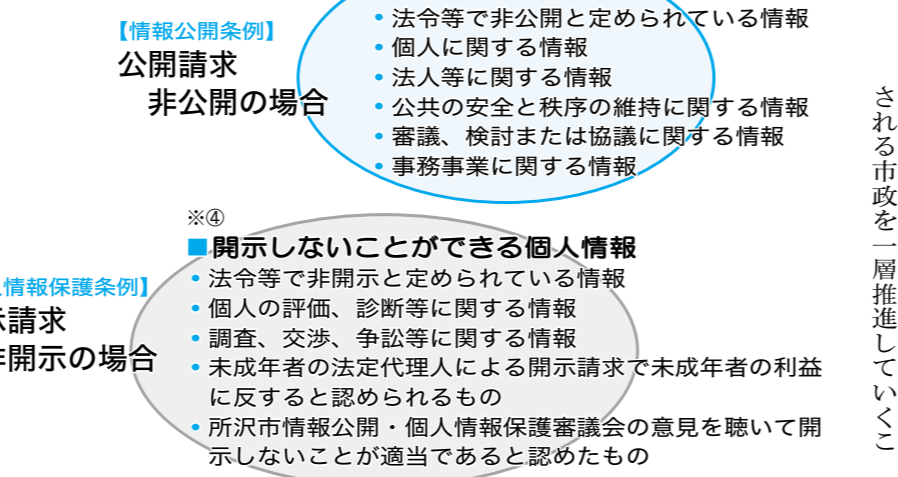
開かれた市政情報・守るべき個人情報のために



所沢市情報公開・個人情報保護審査会

新しい情報公開制度とは、市が持っている情報を公開する制度です。新しい情報公開条例は、公正で透明な市政運営を確保するため、原則公開の趣旨の徹底と非公開情報の限定など、公開度を高めるとともに、市民の皆さんがより利用しやすい制度となるよう改善を図りました。

情報公開制度・個人情報保護制度のしくみ



市では、個人情報保護制度を実施することによって、個人の権利や利益の保護を図り、公正で信頼される市政を一層推進していくことを目指しています。

■実施する機関
左上の図に示す、市のすべての機関が対象になります。

「新・情報公開条例」「個人情報保護条例」がスタートします！



市政情報センター

個人情報の取り扱いについてのルール

- 個人情報収集するとき
 - ・原則として本人から直接収集します。
 - ・収集の目的を明確にし、必要最小限の範囲内で、適法かつ公正な手段により収集します。
 - ・思想、信条および宗教に関する事項、社会的差別の原因となる事実に関する事項、犯罪に関する事項は、原則として収集しません。
- 個人情報を利用するとき
 - ・収集の目的を超える市の内部での利用や外部への提供は、原則として行いません。
 - ・個人情報に係る業務を外部の業者に委託するときは、その事業者が個人情報を保護するために必要な措置を講ずることを条件とします。
- 個人情報を管理するとき
 - ・正確かつ最新の状態にします。
 - ・漏えい、改ざん、滅失、き損などの事故を防止します。
 - ・必要なくなった場合には速やかに廃棄または消去します。

新たに施行する2つの制度の実施状況等については、今後も広報などを通じて市民の皆さんにお知らせしていきます。

個人の意識も大切でしょう

山口 勝也さん (中新井在住)

現在、国や自治体、企業等には、多くの個人情報が収集・蓄積されていると聞きます。私もどこからの情報なのか、思わぬ勧誘を受けます。使用目的が明確で、有益な情報収集ならばやむを得ませんが、悪用が後を絶たないのも事実です。

公開の幅を上げてほしい

内野美穂子さん (松郷在住)

情報公開制度の実施に伴い、今まで入手不可能な情報も、一般の理解を得られるものは公開してほしいです。判断のラインはあるとは思いますが、市民の知る権利が一層保障されていくことに期待しています。